

## 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の改定（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
1	第二部第2の2 (4) 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為	<p>第二部第2の「2(4) 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為」の記載を、「<u>単位農協が、総会での決議を経ていないにもかかわらず、当該単位農協以外に出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする場合には・・・おそれがある</u>」と修正（下線部を挿入）されたい。</p> <p>（理由）組合が総会において決議された規約等を根拠としてなす行為は、組合員の意思の反映であり、それに従わない一部の組合員にペナルティとして不利益な取扱いをすることが規約等に明記されている場合は、正当な組合の自治権の行使であり、独占禁止法の問題にならないという趣旨を明確にするため。</p> <p>（個人）</p>	<p>農業協同組合の行為は、原則として独占禁止法の適用が除外されますが、農業協同組合が、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法の適用は除外されません。</p> <p>その上で、単位農協の何らかの経路を経た行為であったとしても、販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱うことは、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがあることから、原案どおりとします。</p>
2	第二部第2の2 (4) 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為	<p>第二部第2の「2(4) 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為」の説明において、読者の理解に資するよう、次のような注意書きが必要ではないか。</p> <p>「（注）農業協同組合が、あらかじめ、組合員との間で任意に品質基準や出荷予定数量について、合理的な理由が認められる必要最小限の範囲で取決めを行い、これに従わない生産者の農産物に対しては特定銘柄を付さないとの対応をとることは、通常、独占禁止法上の問題とはならない。」</p> <p>（団体）</p>	<p>一般的に、単位農協が、サービスの向上を通じて、組合員による販売事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではなく、この点については、第二部第2の2柱書きに明記されていますので、原案どおりとします。</p> <p>なお、具体的な行為が独占禁止法上違法となるかどうかについては、個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます。</p>
3	第二部第2の3 組合員に対する優越的地位の濫	<p>組合員に対する優越的地位の濫用の追加には反対である。</p> <p>（理由①）組合が組合員に優越している、との前提に疑問</p> <p>農協は、組合員から構成された協同組織であるため、農協が</p>	<p>本指針は、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、農業協同組合による違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
	用	<p>組合員に優越するということは論理的にあり得ない。</p> <p>(理由②) 具体的事例が不適切</p> <p>農業協同組合法第 44 条第 1 項第 3 号により、経費の賦課及び徴収の方法は総会の決議事項とされていることから、組合員の意思の反映によらないと評価すべき特段の事情がない限り、経費の賦課に関する事項は「濫用」の前提を欠き、その点の言及なく経費の賦課自体を問題であるかのように記載している具体的事例は例として失当である。</p> <p>(理由③) 独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号を、協同組合が組合員になす行為に適用する余地を認めることへの妥当性に疑問</p> <p>仮に、農協の、組合員に対してなす行為に独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号が適用され、農協が課徴金を納付することとなった場合、その原資は組合員の拠出からということになり、本来被害者の立場のはずの組合員が課徴金を負担することとなるため、結局誰のための規制であり措置なのかという矛盾が顕在化することになる。</p> <p>(個人)</p>	<p>の促進に役立てることを目的としています。その上で、独占禁止法の観点からは、農業協同組合と組合員との間に取り関係が認められる場合、そこに優越的地位の濫用行為が生じる可能性があることからすれば、その未然防止を図るためにも、現行の指針には記載されていない組合員に対する優越的地位の濫用に係る考え方等を追加して明らかにすることが重要と考えます。</p> <p>また、第二部第 2 の 3 の具体的事例において、組合員に不利益となる取引を挙げていますが、一般的に、単位農協が農業協同組合法に基づき自らの定款の定めにより組合員に対して経費を賦課することは独占禁止法上問題となるものではないことは、注 11 に記載のとおりです。その上で、単位農協の何らかの経路を経た行為であったとしても、組合員に対して取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不当に不利益を与えるような場合には、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあります。</p> <p>さらに、一般的に、優越的地位の濫用行為に係る課徴金の算定に当たり、その基礎となる売上額は、違反行為期間において「当該行為の相手方に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法」（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第 30 条）又は「契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法」（同施行令第 31 条）によって算出されますが、この方法は、課徴金納付命令の受命者が農業協</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
			同組合の場合であっても同じであることから、御指摘は当たらないと考えます。
4	第二部第2の3 組合員に対する 優越的地位の濫用	阿寒農業協同組合の事例は、公正取引委員会が、同組合の行為は、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ〔優越的地位の濫用〕）の規定の「違反につながるおそれ」があるものとして、注意を行った。一方、第二部第2の「3 組合員に対する優越的地位の濫用」の具体的事例は、「違法となるおそれがある」ものとして記載されているが、阿寒農業協同組合の事例との違いは何か。 (団体)	御指摘の点について、今回の改正は、個別の事例の掲載を目的とするものではなく、これまでに独占禁止法上問題となった事例を踏まえ、現行の指針には記載されていない問題行為についての独占禁止法上の考え方等を追加したものです。
5	第二部第2の3 組合員に対する 優越的地位の濫用	第二部第2の「3 組合員に対する優越的地位の濫用」の「具体的事例」のもとになった阿寒農業協同組合に対する注意に対しては、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日、公正取引委員会、以下「優越的地位ガイドライン」と言う。）とは異なる法運用を行っているという指摘（高瀬雅男（2017）、「阿寒農業協同組合に対する注意について（公正取引委員会 平成29（2017）年10月6日）」、『行政社会論集』30, p.97-106, 福島大学行政社会学会）がされているなかで、優越的地位ガイドラインを改正せず、農協ガイドラインのみを改正する理由はなにか。優越的地位の濫用の適用において、農業協同組合のみ特別の取扱いがなされるものでないことを確認したい。 (団体)	今回の改正は、個別の事例の掲載を目的とするものではなく、これまでに独占禁止法上問題となった事例を踏まえ、現行の指針には記載されていない問題行為についての独占禁止法上の考え方等を追加することにより、農業協同組合による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てようとするものであり、御指摘の具体的事例についても、この観点から追加したものです。 なお、一般的に、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該相手方に不当に不利益を与えるような場合には、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあり、これは農業協同組合の場合であっても同じです。
6	第二部第2の3 組合員に対する 優越的地位の濫用	第二部第2の「3 組合員に対する優越的地位の濫用」の「具体的事例」に関して、農業協同組合における販売手数料については、販売に要する経費の積上げにより設定しているというよりは、指導経費、施設利	御指摘の具体的事例は、単位農協が行う手数料の見直しを一般的に問題としているものではなく、その見直しが、組合員に対して取引上の地位が相手方に優越してい

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
	用	<p>用料及び行政との各種対応に関する経費などを含めて、利用者が許容しうる範囲の手数料として設定している。本来は販売に要する経費を徴収すべきであり、そのような見直しを行うことが想定されるところ、本改正案では、このような手数料の見直しができなくなるものであり、経済活動の自主的な見直しを阻害する規制強化に当たるのではないか。</p> <p>(匿名)</p>	<p>ることを利用して、当該組合員に不当に不利益を与えるような場合には、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあることを示すものです。</p>
7	全体	<p>本改正に賛成である。適切な改正であると思われた。</p> <p>(個人)</p>	—